

京都への修学旅行に関するよくあるお問合せQ&A

※10月1日時点での情報です。
今後、変更の可能性もございます。予め御了承ください。

全般的事項

No	質問	回答	更新日
1	修学旅行の事前相談窓口はありますか。	<p>・修学旅行に関する事前相談については、下記までお問い合わせください。</p> <p><修学旅行専用電話相談> 京都観光推進協議会事務局 電話番号 075-744-1308 受付時間 平日午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)</p>	10月1日
2	コロナ禍における京都市の修学旅行の受入に対する考え方を教えてください。	<p>・言うまでもなく、修学旅行は、教育活動であるとともに、子どもたちにとって何物にも代え難い一生の思い出となる学校行事であることから、中止ではなく延期扱いとするなど、子どもたちの心情や学びの意欲に最大限の配慮が必要であると考えています。</p> <p>・コロナ禍における京都への修学旅行の実施について、各学校関係者の皆様におかれては、出発地の自治体や教育委員会等の方針に従い、訪問地である京都の状況も踏まえ、慎重に御判断いただきますようお願いいたします。</p> <p>・実施に際しては、教育活動と安心・安全の両立に向け、各学校におかれましても旅マエ・旅ナカ・旅アトの健康管理や感染症対策の徹底をよろしくお願いいたします。</p> <p>・本市としても、関係者一丸となり、全国の修学旅行生の安心・安全な受入環境を確保したうえで、おもてなしの心でお迎えしてまいります。</p>	10月1日

<24時間感染電話相談>

No	質問	回答	更新日
1	修学旅行で京都滞在中、発熱などの新型コロナウイルス感染疑いが生じた場合、どこに連絡すればいいですか。	<p>・京都滞在中の健康上の相談については、下記までお問合せください。</p> <p>・医療の有資格者(看護師、保健師等)が相談に応じるとともに、学校の御意向を踏まえたうえで、必要に応じて医療機関の受診調整を行います。</p> <p><きょうと修学旅行専用24時間感染電話相談窓口> 電話番号 075-708-3676 受付時間 土日祝日を含む24時間 ※年末年始の受付についてはウェブサイトにてお知らせします。</p> <p>【お願い】 修学旅行前の相談は、<全般的事項>No1にある京都観光推進協議会事務局(電話075-744-1308)で対応します。京都滞在中の緊急時に適切に対応できるよう、24時間感染電話の混線を回避するため、内容に応じた使い分けに御協力をお願いします。(24時間電話でお受けした一般的な相談は、京都観光推進協議会を御案内することになります。)</p>	10月1日
2	24時間電話相談で調整する医療機関名を教えてください。	<p>・医療機関名の公表は差し控えています。</p>	10月2日
3	24時間電話相談による医療機関の受診調整を受けた場合、調整後すぐに診察してもらえますか。	<p>・24時間電話相談で医療機関の受診調整を行う場合でも、当該医療機関の体制に応じた御案内となります。</p> <p>・医療機関と連携し、できる限り速やかに受診いただけるよう調整しますが、すぐの受診予約の確約まではできかねる旨、予め御了承ください。</p>	10月3日

<京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金について>

No	質問	回答	更新日
1	京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金とはどのような制度ですか。	<p>・京都市を訪れる修学旅行生等に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒の緊急的な帰宅を支援するため、帰宅に要する交通費を助成します。</p> <p>・制度の概要は、きょうと修学旅行ナビの新型コロナウイルス感染症対策お役立ち情報(https://shugakuryoko.kyoto.travel/covid19/)にて御確認ください。</p> <p>【注意】 新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者は、本制度の対象にはなりません。</p>	10月1日

2	本助成金の対象となるケースにはどのようなものが考えられますか。	<p>・下記のようなケースが考えられます。</p> <p>(1) 修学旅行で京都滞在中に新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した児童生徒又は引率者(ただし、学校の教員に限る。)が発生した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある他の児童生徒</p> <p>(2) 修学旅行で京都滞在中に、修学旅行生の同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒</p>	10月1日
3	帰宅に要する交通手段も京都市に手配してもらえるのですか。	・帰宅に要する交通手段は各学校において確保をお願いします。	10月1日
4	制度の利用に当たっては事前協議が必要とのことですが、修学旅行を実施日以前に申請が必要ですか。	・本制度を利用するに当たっての「事前協議」は、帰宅を要する事案が発生した場合に「帰宅前」のタイミングでの協議をお願いするものです。(修学旅行出発前に京都市に旅行実施の事前申告を求める趣旨ではありません。)	10月1日
5	事前協議の連絡先はどこですか。	<p>・京都市産業観光局観光MICE推進室(電話075-746-2255)まで御連絡ください。</p> <p>夜間・土日祝日で観光MICE推進室の閉庁時間は、きょうと修学旅行専用24時間感染電話相談(電話075-708-3676)まで御連絡ください。</p>	10月1日
6	申請書の提出はいつ行えばいいですか。	・修学旅行の終了後、速やかに京都市産業観光局観光MICE推進室まで申請書類一式を提出してください。	10月1日
7	修学旅行で京都市は訪問しますが、宿泊は京都市外の場合、本助成金の対象になりますか。	・京都市内に1泊以上宿泊を伴う修学旅行を対象としているため、お問合せの事例は対象となりません。	10月1日